

お願い
 国保組合に対する特別助成の満額確保に
 むけた「ハガキ要請行動」に取り組みます。
 宛先：厚生労働省
 組合員・ご家族の皆様の直筆でご協力を！

建設長崎

June
 No.696

2023年 6 月 15 日
 1 部 20 円 組合員の購読料は組合費に含まれます
 印刷 ● 株昭和堂 TEL 095-821-1234

発行 ● 長崎県建設産業労働組合 〒852-8021 長崎市城山町17番58号 TEL095-862-7121 FAX095-862-5281 http://www.kensetunagasaki.org/ 発行責任者 ● 若杉孝雄 編集人 ● 古井宏樹

令和 4 年度

組織拡大運動の取り組み総括

新たに四〇七名の仲間が加入

年間拡大目標達成四支部、年間純増四支部 組織拡大へご協力いただきありがとうございました

今年の第七十七回定期

大会において、全支部での
 年間拡大目標を四五〇名に
 決定。各支部とも目標達成
 (前期：六月～十一月、後
 期：十二月～五月) に向け
 拡大運動に取り組んできま
 した。

新型コロナウイルス感染
 症の影響で各種運動が制限
 を受ける中、拡大の取り組
 みについても、対面による
 ふれあい行動が難しく、各
 支部ともに、委員会や分会
 会議など各種会議の際や現
 場での声掛けを中心に未加
 入者情報の収集をはかる運
 動を展開。

その結果、中央支部、東
 長崎支部、浦上西支部、大
 村支部の四支部が年間拡大
 目標を達成。また中央支部、
 浦上西支部、大村支部、島
 原支部の四支部が年間組織
 純増を達成することができ
 ました。

残念ながら、前年度に続
 き今期においても、組織全
 体の年間拡大目標の達成は

できなかったが、この
 一年間に四〇七名の新たな
 仲間が建設長崎へ加入をい
 たしました。

支部名	一年間の支部別		目標・加入・脱退・純増減数		年間 脱退数	純増 減数		
	年間 目標数	年間 加入数	前期(6~11) 目標	後期(12~5) 実績				
中央	28	☆36	14	17	14	19	27	☆9
大浦	18	12	9	9	9	3	13	-1
市南	20	8	10	5	10	3	23	-15
東長崎	26	☆27	13	15	13	12	31	-4
浦上西	46	☆64	23	35	23	29	60	☆4
浦上東	18	15	9	5	9	10	20	-5
西彼	45	36	22	12	22	24	51	-15
諫早	46	43	23	27	23	16	50	-7
大村	32	☆60	16	26	16	34	54	☆6
島原	42	33	21	9	21	24	30	☆3
佐世保中央	28	16	14	9	14	7	27	-11
佐世保東	39	26	20	10	20	16	63	-37
佐世保北	24	10	12	5	12	5	17	-7
北松	20	16	10	3	10	13	23	-7
平戸	15	4	7	2	7	2	11	-7
五島(本部)	3	1	2	0	2	1	2	-1
合計	450	407	225	189	225	218	-502	-95

熱中症対策

現場での熱中症を防ごう！

1. 熱中症対策について

(1) 熱中症になりやすい環境

夏の屋外や、風通しの悪い屋内の事業場が危険です。

(2) 熱中症を予防するために注意する点

- ・暑いときは喉が渇かなくても水分や塩分をとったり、定期的に涼しい場所で休憩しましょう。涼しい服装も重要です。
- ・その日の体調や持病などによって熱中症になりやすくなることがあります。持病や体調について管理者に伝えておきましょう。

(3) 自分や同僚が熱中症にかかったら

〈重症度 1 度〉(大量の汗、めまい、筋肉痛など)

涼しいところで水分・塩分を摂りましょう。誰かがついて見守り、回復しなければ病院に行きましょう。

〈重症度 2 度〉(頭痛、気分が悪い、ボーとする、吐き気、からだがだるいなど)

早めに病院に行きましょう。

〈重症度 3 度〉(意識がない、返事がおかしい、けいれん、体が熱いなど)

すぐに救急車を呼びましょう。

2. 熱中症の発生する要因 (特に作業現場において)

〈環境要因〉 ・気温が高い ・湿度が高い ・放射熱が強い ・風が無い/弱い、あるいは熱風	〈人体要因〉 ・暑さに慣れていない ・水分や塩分の補給が不十分 ・下痢・脱水症状 ・持病あり(高血圧、心疾患、糖尿病、腎臓病、皮膚疾患、精神疾患など) ・自律神経系に作用する薬物の服用 ・肥満・運動不足 ・体調不良(睡眠不足、二日酔い、風邪気味、発熱など) ・体力がない ・朝食を摂っていない ・高齢者である
〈作業要因〉 ・身体強度が強い ・休憩時間が少ない ・単独作業	
〈衣類要因〉 ・通気性 ・透湿性が低い ・保湿性 ・吸熱性が高い ・保護具の着用	
〈時間要因〉 ・梅雨明けなどの急に暑くなる時期 ・暑熱作業開始数日以内 ・長時間にわたる暑熱負荷	

3. 熱中症対策

〈作業環境管理〉

(1) WBGT 値 (暑さ指数) の確認など

○熱中症の予防のために、WBGT 値の測定を行っています。WBGT 値が 28℃～31℃は「厳重警戒」、31℃以上は「危険」とされています。WBGT 値に注意を払いましょう。

※WBGT 値とは

熱中症予防を目的に提案された暑さの指標。気温の他、「湿度」「ふく射熱」「風速」の要素を含む。

(2) 休憩場所の利用など

- 作業場所の近くにある、冷房を備えた休憩場所や日陰などの涼しい休憩場所、水風呂、シャワーなどを利用しましょう。
- 作業場所やその近くに、氷、冷たいおしぼり、扇風機などの身体を適度に冷やすことのできる物品や設備を用意し、利用しましょう。
- 水分・塩分の補給をいつでも容易に行えるよう、作業場所に、飲料水などを備え付け、利用しましょう。

〈作業管理〉

(1) 作業時間の短縮など

- 作業の休止時間や休憩時間は、しっかり取るようにしましょう。
- また、炎天下での作業など暑熱な場所での連続作業は、責任者に相談するなど、作業時間の短縮に努めましょう。

(2) 熱への順化

- 急な暑さは危険です。徐々に、体を暑さに慣れさせるように努めましょう。

(3) 水分・塩分の摂取

- 自覚症状の有無にかかわらず、作業の前後、作業中に、定期的に、水・塩分を取りましょう。

(4) 服装など

- 通気性のいい作業着を着用しましょう。送風機能のある作業服や、クールベストも着用しましょう。
- 直射日光下では、通気性の良い保護帽(クールヘルメット、防暑タレなど)を着用しましょう。

〈健康管理〉

(1) 健康診断結果に基づく対応など

熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患には、糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全、精神・神経関係の疾患、広範囲の皮膚疾患などがあります。

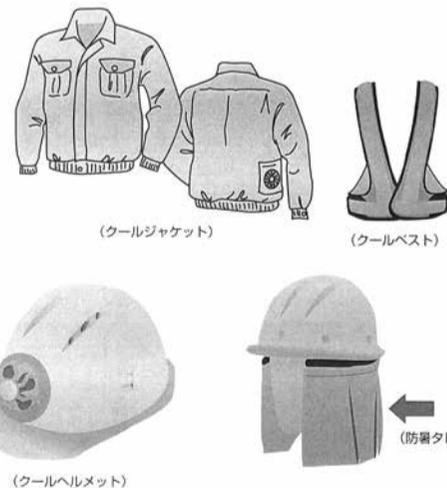
○健康診断の受診

- ・定期的に健康診断を受けましょう。
- ・健康診断で異常所見があると診断された場合には、医師や事業者の指示に従いましょう。

(2) 日常の健康管理など

- 睡眠不足、体調不良、前日などの飲酒、朝食の未摂取、感冒などによる発熱、下痢などによる脱水症状などは、熱中症の発症に影響を与えるおそれがあります。気をつけましょう。
- 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患を治療中の方は、治療中の病気について事業者に申し出ましょう。
- 次のような症状があるときは、周りの人に伝えましょう。

- ・心拍数が、120 を超えるとき
- ・休憩中などの体温が、作業開始前の体温に戻らないとき
- ・急激で激しい疲労感、悪心、めまい、意識喪失などの症状が出たとき



青年部 九地協交流集会

3年ぶり対面での開催 親睦を深める

五月十四日(日)から十五日(月)にかけて、佐賀県佐賀市で九地協青年部交流集会が開催されました。



九州7県連組合より49名が参加

昨年まではオンラインでの学習会でしたが、本年は三年ぶりに対面での開催で九州各地七県連・四十九名、建設長崎からは七名が参加しました。

一日目は学習会がメインで、全国青協・谷岡氏から全国の青年部活動の具体例の紹介や、インボイス制度への対応、CCUS登録への呼びかけについての講演があり、身近に迫った内容で皆さん興味深く聞かれました。その後は各県連からの報告等があり学習会を終えました。懇親会では他県連との情報交換やレクリエーションなどで大変盛り上がりしました。

浦上西支部

三重・畝刈分会合同釣り大会 大漁目指していざ出港

昨日一日降り続いた雨が止んで薄雲の間から少し日が差す好天に恵まれた五月十四日(日)、三重・畝刈両分会合わせて十二名参加で合同釣り大会を開催しました。出港前に佐藤支部長より「現在市内ではG7の保健相合が行われていて海上も警備が厳しくなっている。三隻に分かれていざ出港。途中、風が強くなって来たため予定を若干早めての帰港となりましたが、今年も狙い通りアラカブやベラを中心に釣り上げ、時々アカ



ハタが釣れるなど、まずまずの釣果が得られました。帰港後は、いつものように三重漁協の前に集合し、お互いの釣果を報告し合った後、釣った魚を手土産に笑顔で解散しました。

働き方改革対策 オンラインセミナー 開催のお知らせ

全建総連 主催

「働き方改革関連法」により2024年4月から建設業でも時間外労働規制等が適用されます。今回、全建総連顧問社会保険労務士の櫻井好美氏を講師に、人を雇った場合の「事業者」の守るべきルール、何から始めればよいかなど、事例を交えてお話を頂きます。働き方改革関連法を中心に、労務の観点から事業者(経営者)の責任を説明します。

講師 全建総連 顧問社会保険労務士 櫻井好美氏

プロフィール
 ■経歴 社会保険労務士法人アスミル代表、株式会社アスミル代表取締役、一般社団法人建設業サポート室代表理事
 ■著書等 「建設現場の労働時間管理と就業規則づくり」(労働調査会) ※他に雑誌「建設業しんこう」等、執筆多数あり

第1回 6月20日(火) 人を雇う際の事業主としてのルールとは ～法令遵守はできていますか～

- 労基法15条(労働条件通知書・労働契約書・雇入れ通知書)
- 法定3帳簿・有給管理簿の作成
- 働き方改革関連法の概要と既に対応が必要な項目
- 労基法上の労働時間とは
- 労働時間の客観的な記録、管理について
- 年次有給休暇制度と年5日取得義務について
- 労基署から指導票、是正勧告書等が送付されてきた際の対応
- 建設業事業所における取り組み事例(法定3帳簿、労働時間管理等)紹介など

第2回 7月12日(水) 時間外労働への対応 ～36協定の届出、適正な割増賃金の支払い等～

- 働き方改革関連法の概要
- 労働時間とは(法定内・外、建設業における労働時間か否かの問題点も含めて)
- 労働時間の客観的な記録、管理について
- 時間外労働への対応、36協定の届出方法、適正な割増賃金の計算方法等
- 月60時間を超える時間外労働の割増率引上げについて
- 時間外労働の上限規制への対応
- 労基署から指導票、是正勧告書等(労働時間関連)が送付されてきた際の対応
- 建設業事業所における取り組み事例(時間外労働・割増賃金)の紹介など

第3回 7月26日(水) 有給休暇、休日への対応 ～建設業の週休2日の実現に向けて～

- 働き方改革関連法の概要
- 法定休日・法定外休日とは(建設業における問題点等も含めて)
- 年次有給休暇制度とは、年5日取得義務について、有給管理簿の作成
- 時間外労働の上限規制への対応、週休2日の実現に向けて
- 労基署から指導票、是正勧告書等(休日関連)が送付されてきた際の対応
- 建設業事業所における取り組み事例(有給休暇・休日確保)の紹介など

第4回 8月8日(火) 技能者の処遇改善・担い手確保を目的とした働き方改革対策を進めよう

- 働き方改革関連法の概要
- 適切な社会保険加入推進、雇用と請負の違い等
- 一人親方の労働者性チェック、税法上のリスク等
- 就業規則の作成・整備
- パワハラ防止法への対応
- 労基署から指導票、是正勧告書等が送付されてきた際の対応
- 働き方改革対策におけるCCUSの活用等
- 建設業事業所における取り組み事例(処遇改善事例)の紹介など

4回の連続セミナー 登録日以降全てセミナー視聴可。

時間は全て 18時00分～19時00分

オンラインセミナーへの参加登録

①セミナーの参加登録は右のQRコード又は下記のURLにアクセス。参加登録ページが表示されますので、必要事項を入力すると申し込み完了です。



URL https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN_6Z2NczVqRymiMCcmLF-9uA

オンラインセミナーの視聴方法

- ②①の登録によりセミナー案内(視聴用URL記載)のメールが返信されます。セミナー当日に視聴用URLをクリックすれば視聴できます。
- ③登録しておけば、全てのセミナーの開催日1日前にメールにて視聴用URLが送られます。
- ④4回連続セミナーです。4回視聴する場合には6月20日(1回目)以前に登録ください(ただし6月20日以降の参加登録も可能ですし、登録日以降のセミナーは全て視聴できます)。

福祉共済制度 給付内容

共済の申請忘れはありませんか？

建設長崎の福祉共済は、全ての組合員が加入しており、組合員や家族のお祝い事や不幸があった際に、皆で積み立てておいた共済基金の中から各種給付を行う制度です。

月掛金 (65歳未満) 1,300円 (65歳以上) 1,100円

※共済給付の効力は組合加入後 3 ヶ月後の同日より発生します。時効は事象発生から 1 年です。申請及びお問い合わせは所属支部事務所へ。

時効があります。忘れずに申請をしましょう。



平成28年11月 1 日より発効

※この給付の効力は組合加入後 3 ヶ月後の同日より発生します。

共 済 種 目		共 済 A 型 (65歳未満の組合員)		共 済 B 型 (65歳以上の組合員)		
共済会費		月額 1,300円		月額 1,100円		
休業補償	病気休業手当金 (業務上の疾病・交通事故を除く)	組合加入 3 ヶ月超 1 年未満……………	1 日につき 4,000円 (労務不能 4 日目より支給し最高27日間)			
		1 年以上 2 年未満……………	1 日につき 4,000円 (労務不能 4 日目より支給し最高37日間)			
		2 年以上……………	1 日につき 4,000円 (労務不能 4 日目より支給し最高47日間)			
	傷害入院給付金	組合員がケガで入院した場合	入院 1 日につき 1,500円 (入院初日より支給し最高180日を限度)			
	入院見舞金	傷害入院給付金と同時に入院30日間につき	10,000円 (最高 6 回 60,000円を限度)			
各種祝金	結婚祝金	組合員が結婚したとき		30,000円		
	出産祝金	組合員または配偶者が出産したとき		10,000円		
	小学校・中学校入学祝	組合員の子供が小学校・中学校に入学する際、一児童 (生徒) につき		5,000円		
	成人の祝		15,000円	—		
	初老 (厄入) 祝		15,000円	—		
	還暦の祝		15,000円	—		
	古希の祝		—	15,000円		
	喜寿の祝		—	15,000円		
	米寿の祝		—	15,000円		
	敬老の祝		—	70歳以上の組合員に対して祝品贈呈		
労災事故給付金 (見舞金)		休業10日以上の方災事故にあった場合	一事故につき	10,000円		
交通事故給付金 (見舞金)		休業10日以上の方交通事故にあった場合	一事故につき	10,000円		
住宅災害見舞金	火災	全焼・全壊の場合 (70%以上)		800,000円		
		半焼・半壊の場合 (20%以上70%未満)		720,000～400,000円		
		一部焼・一部損壊 (20%未満)		240,000～40,000円		
	風水害 (地震を除く)	全壊・流出 (自宅70%以上の損壊・流出)		240,000円		
		半壊 (住宅20%以上70%未満の損壊)		120,000円		
		一部壊	(損害額が100万円を超える場合)		24,000円	
			(損害額が20万円を超え100万円以下の場合)		8,000円	
床上浸水	全床面の50%以上の浸水 (150cm以上40cm未満)		120,000～24,000円			
	全床面の50%未満の浸水 (100cm以上)		24,000円 (100cm未満) 8,000円			
弔慰金		火災等で組合員の 2 親等までの同居家族が死亡した場合		80,000円		
障害給付金	病気による重度障害 ・労災保険法第 1～2 級 ・労災保険法第 3 級 2～4 号		500,000円	—		
	不慮の 事故	重度障害	1,000,000円	—		
		労災保険法第 3～14 級	450,000円～20,000円	—		
	交通 事故	重度障害	—	1,000,000円		
		労災保険法第 3～14 級	—	900,000円～40,000円		
		入院給付	—	(入院 5 日目より180日を限度) 1 日につき 2,000円		
	通院給付	—	(通院初日より90日間を限度) 1 日につき 1,000円			
死亡弔慰金	組合員	病気死亡 (自殺含む)	510,000円 (加入年数不問)	組合加入 3 ヶ月超 1 年未満	40,000円	
				1 年以上 2 年未満	60,000円	
				2 年以上 6 年未満	80,000円	
	不慮の事故による死亡		1,010,000円 (加入年数不問)	6 年以上	110,000円	
		交通事故による死亡		1,010,000円 (加入年数不問)		
配偶者死亡		組合加入 3 ヶ月超 1 年未満……………	30,000円			
		1 年以上 2 年未満……………	40,000円			
		2 年以上 6 年未満……………	50,000円			
		6 年以上……………	60,000円			
家族死亡		組合加入 3 ヶ月超～		15,000円		
70歳以上退会慰労金 (70歳以上組合員が脱退する場合)		—		組合加入 20年以上	100,000円	
				30年以上	120,000円	

【特記事項】

- この共済給付の効力は組合加入後 3 ヶ月後の同日より発生します。但し、住宅災害見舞金・組合員障害給付金・組合員死亡弔慰金 (A 型及び B 型の交通事故死亡) については組合加入年数は問いません。
- 組合費・共済会費等を 3 ヶ月以上未納している場合は支給できません。
- 病気休業手当について
 - 組合員が病気等で仕事を休んだ場合に支給します。但し、業務中の疾病や第三者行為による交通事故等は支給対象になりません。
 - 組合加入 3 ヶ月後の同日以降に発病し、その疾病により労務不能となった場合に支給対象となります。
 - 限度満額支給を受けた日より 1 年間に同一疾病等で無受診の場合に限り、その疾病は治癒したものとみなし新たに支給することができます。
- 傷害入院給付金について支給対象とならないものは次の通りです。
 - 腰痛 (症)・腰椎症・脊椎症・ヘルニア／妊娠・出産・流産／地震・噴火・津波等によるケガ／ピッケル等を使用した山岳登山／スカイダイビング等の危険な運動中による事故／脳疾患等の病気によるケガ (歩行中病気で意識を失い転倒してケガをした場合等)／病気による入院、傷害事故による通院等)
 - 健康保険、労災保険、生命・損害保険、加害者からの賠償金等の有無に関係なく支給対象となります。
- 死亡弔慰金について
 - 組合員、配偶者及び家族死亡に伴い弔慰金を支給する際には、弔慰金とは別に福祉共済会より生花をお供えすることとします。
 - 家族死亡弔慰金の支給範囲は、組合員と同居している子・父母 (義父母含)、別居の実父母を対象とします。
 - 死亡弔慰金には、香典代 (組合員・配偶者死亡時は 10,000円・家族死亡時は 5,000円) も含まれています。
- この福祉共済会の改定は、事実発生日が平成 28 年 11 月 1 日以降の申請日より適用します。

国保だより

7月は保険証の更新時期です!!

7月中旬頃、新しい保険証を

簡易書留で郵送します!

組合員の皆様方にはご周知のとおりですが、長建国保発行の被保険者証の有効期限が七月三十一日へと変更になり、昨年度の更新から、長建国保の保険証は毎年七月更新になりました。

今年度は、更新時期が変更となつてから二回目の更新となりますが、更新時期に関するお問合せをお受けすることもございますので、再度ご確認いただきますようお願い致します。

今年度より簡易書留にて郵送いたします

新しい有効期限（令和六年七月三十一日迄）の保険証は、七月中旬頃より簡易書留にて随時発送を予定しております。昨年度までは特定記録郵便で、組合員宅のポストに到着するまでの記録を残し郵送していただきましたが、より確実に組合員の手元へ保険証を届ける為、今年度より簡易書留にて郵送をさせていただきます。

簡易書留は、訪問時に不在であった場合、ポスト投函は行われません。代わり不在連絡票が投函されますので、不在連絡票の指示に従い、後日、お受け取りが可能な日時を指定し、確実に簡易書留郵便のお受け取りができず、郵便局へ持ち戻りとなった場合、郵便局での保管期間は配達日の翌日より七日間になります。保管期間を過ぎますと、ご自宅への配送はされませんので、不在連絡票を投函された場合は早急に再配達の手続きをお願い致します。



70歳以上の皆様へ
「高齢受給者証」も
毎年7月更新です!

七十歳から七十四歳の方には、「高齢受給者証」を交付しており、今お持ちの高齢受給者証の有効期限は令和五年七月三十一日迄となっております。

七月中旬より順次、新しい高齢受給者証（有効期限令和六年七月三十一日迄）をお送り致しますので、八月以降、医療機関へは新しい高齢受給者証をご提示し、診療を受けて下さい。

長建国保では、高齢受給者証を作成する際、現在加入されているご家族（七十歳以上の方のみ）の昨年度の所得により自己負担割合（医療機関受診時の被保険者の負担割合が二割または三割）を判定しており、マイナンバーを活用した情報連携により所得情報取得し、自己負担割合を判定しておりますので、対象者の皆様による更新手続きは不要です。

また、一定以上の所得がある方、未申告の方、または何らかの理由により所得情報が確認できない方につきましては、別途所得課税証明書等の提出をお願いする場合がございます。その際、対象となる方には個別にご案内致しますので、ご協力をお願い致します。

保険証更新前にご確認を!!

就職したご家族はいらっしゃいませんか?

◇各種届出は必ずお手続き下さい!!

就職等の理由により被保険者のご家族に異動があった場合、組合員の皆様にはその都度異動の手続きをお願いしておりますが、異動後、手続きをされておらず、保険証の更新時に手続き忘れが発覚するケースも見られます。

結婚や出産、退職などで扶養家族が増えた、あるいは就職や結婚、死亡や世帯分離等で扶養家族が減った、住所や氏名が変わったなど、組合員の世帯に異動があったときは、十四日以内に届

こんなときは手続きが必要です!

- 家族が市町村国保から長建国保へ加入するとき
- 家族が会社（社会保険）を退職し、長建国保へ加入するとき
- 出産したとき
- 長建国保を脱退するとき
- 就職等で健康保険に加入したとき
- 市町村国保に加入するとき
- 被保険者が死亡したとき
- 修学や介護等施設入所以外の理由で組合員世帯から転出したとき
- 住所、氏名が変わったとき
- 被保険者証を紛失、破損したとき
- 修学のため自宅を離れる場合
- 介護、福祉施設等に長期入所（入園）する場合
- 組合員が法人として事業を行うようになったとき
- 保険料の賦課区分に変更が生じたとき
- 40～65歳未満（介護第2号被保険者）で国が定める介護適用除外施設に入所するとき

*お手続きによっては提出していただく書類がございますので、ご不明な点は所属支部、または長建国保までお問合せ下さい。

令和5年度巡回健診 お申込みをお待ちしております!!

巡回健康診断申込書につきましては、3月下旬頃に「保険料の改定のお知らせ（ピンク色の封筒）」に同封しております。

○申込書にご記入後、同封しております茶封筒に入れてポストに投函して下さい。

○40歳未満の方も2,000円のご負担で受診可能です!

◆注意事項◆～自己負担金2,000円をお支払いされる方へのお願い～

今年度より、自己負担額（2,000円）につきましては、受診日までに各所属事務所にて事前にお支払いいただくようお願い致します!

金銭授受による窓口での混雑を避けるため、ご協力をお願い致します。なお、やむを得ず受診日までにお支払いが困難な場合、各所属事務所にお電話をお願い致します。



検査項目 受診券をお持ちの方は基本検査項目無料

基本検査項目

- ・痛風検査
- ・肝機能検査
- ・胸部レントゲン検査
- ・貧血検査
- ・心電図検査
- ・尿検査（尿糖・尿蛋白）
- ・血圧測定
- ・視力・聴力
- ・身体計測（身長・体重・BMI・腹囲）
- ・医師問診
- ・血液検査（脂質検査・肝機能検査・血糖検査）

有料検査項目 ご希望の方は事前にお申込みいただくことで受診できます。

選択検査項目	受診料金（税込）
前立腺がん検査	1,000円
胃がん検査（ペプシノーゲン）	1,500円
胃がん（ABC）検査（ペプシノーゲン+ピロリ菌）	2,000円
肝炎検査（B型・C型）	2,300円
腫瘍マーカー（CEA・AFP）検査	2,000円
子宮頸がん検査（自己採取法）	1,500円
骨粗鬆症、骨密度検査	1,200円
喀痰細胞診（肺がん3日間蓄痰）	無料
大腸がん検査（検便2日分）	無料

*希望者のみで要事前申込
有料検査をご希望の方は、下記受診料金を健診当日に係員に現金にてお支払い下さい。

令和5年度巡回健診実施日程（予定）

実施日	申込書必着日	健診時間帯	地区	健診会場（予定）
7/9(日)	6/23(金)	9時～12時	長崎	長与町ふれあいセンター
7/23(日)	7/7(金)	9時～12時	大村	大村市中央公民館 会議室3・4
8/6(日)	7/21(金)	9時～12時	平戸	平戸文化センター
8/27(日)	8/11(金)	9時～12時	島原	島原市有明総合文化会館
9/3(日)	8/18(金)	9時～12時	佐世保	広田地区コミュニティセンター
9/10(日)	8/25(金)	9時～12時	北松	相浦地区コミュニティセンター
10/1(日)	9/15(金)	9時～12時	諫早	高城会館（諫早）

*会場（予定）については、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種会場となる可能性があり、状況により急遽中止となる場合がございます。中止となった場合はお葉書等でお知らせ致します。

- 健診会場は上記の中からお選び下さい
- 健診時刻は混雑解消のため個別に指定させていただきます。
- 健診会場については、地元の行事、検診車の駐車環境等、利用予約の受付開始時期等により日時、会場を変更する場合があります。
- 申込者数が実施必須人員（30名）に満たない場合は中止とさせていただきます。

【お申込みに関するお願い】

巡回健診のお申込みは準備の都合上、**実施日の2週間前必着**で組合へお申込み下さい。